

行政活動の評価に関する条例施行規則改正案

修正案	当初改正案	現行規定
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(政策評価及び施策評価の時期) 第5条 政策評価及び施策評価は、毎年度、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第3号に規定する決算の認定についての議案を提出する日の前日までに<u>行うものとする。</u></p> <p>(政策評価及び施策評価の基準) 第6条 政策評価は、<u>施策の進捗状況等から見て、政策の目的の実現に向けて必要性、有効性、効率性を考慮し、成果があるかどうかを基準として行うものとする。</u></p> <p>2 施策評価は、<u>達成度、満足度等及び社会経済情勢並びに事業の実績及び成果等から見て、施策の目的の実現に向けて必要性、有効性、効率性を考慮し、成果があるかどうかを基準として行うものとする。</u></p> <p>(第7条は当初改正案に同じ)</p> <p>第8条～第35条 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(政策評価及び施策評価の基準) 第6条 政策評価は、<u>施策の進捗状況等から見て、政策の目的の実現に向けて成果があるかどうかを基準として行うものとする。</u></p> <p>2 施策評価は、<u>達成度、満足度等及び社会経済情勢等から見て、施策の目的の実現に向けて成果があるかどうかを基準として行うものとする。</u></p> <p>(政策評価及び施策評価の方法) 第7条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。 2 政策評価は、<u>施策の進捗状況等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第1項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。</u> 3 施策評価は、<u>達成度、満足度等、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第2項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。</u></p> <p>第8条～第35条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(政策評価及び施策評価の時期) 第5条 政策評価及び施策評価は、毎年度、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第3号に規定する決算の認定について<u>審議する議会の招集の日の前日までに行うものとする。</u></p> <p>(政策評価及び施策評価の基準) 第6条 政策評価は、<u>次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。</u> 一 政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系、満足度等及び社会経済情勢から見て<u>施策の設定が妥当であること。</u> 二 政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系、<u>達成度と満足度との関係等から見て政策評価指標の設定が妥当であること。</u> 三 <u>達成度、満足度等及び社会経済情勢から見て施策が有効であること。</u> 四 <u>施策への県の関与が適切であること。</u></p> <p>2 施策評価は、<u>次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。</u> 一 <u>施策と事業との関係、施策を構成する事業の体系、満足度等及び社会経済情勢から見て事業の設定が妥当であること。</u> 二 <u>達成度、満足度等、事業の実績及び成果並びに社会経済情勢から見て事業が有効であること。</u> 三 <u>達成度、満足度等、事業の実績及び成果並びに社会経済情勢から見て事業が効率的であること。</u> 四 <u>事業への県の関与が適切であること。</u></p> <p>(政策評価及び施策評価の方法) 第7条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。 2 政策評価は、<u>達成度、満足度等及び社会経済情勢の変化を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系等を考慮して、必要性、有効性等の観点から、前条第1項の基準に基づき、客観的かつ厳格に判定を行うものとする。</u> 3 施策評価は、<u>事業の実績及び成果を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、施策と事業との関係、施策を構成する事業の体系等を考慮して、有効性、効率性等の観点から、前条第2項の基準に基づき、客観的かつ厳格に判定を行うものとする。</u></p> <p>第8条～第35条 略</p>